

最低工賃の改正決定に関する公示

富山労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、富山県電気機械器具製造業最低工賃（令和5年富山労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月19日

富山労働局長 小島 悟司

富山県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電子部品	手工具（ハンドプレスを除く。）を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 45銭
コネクター	差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）		1端子につき 50銭

- 4 効力発生の日 令和8年4月18日